

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2021年11月11日
【四半期会計期間】	第73期第2四半期(自 2021年7月1日 至 2021年9月30日)
【会社名】	松尾電機株式会社
【英訳名】	MATSUO ELECTRIC CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 執行役員 常 俊 清 治
【本店の所在の場所】	大阪府豊中市千成町3丁目5番3号
【電話番号】	(06)6332-0871(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役執行役員 総務経理部門長 網 谷 嘉 寛
【最寄りの連絡場所】	大阪府豊中市千成町3丁目5番3号
【電話番号】	(06)6332-0871(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役執行役員 総務経理部門長 網 谷 嘉 寛
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第72期 第2四半期 累計期間	第73期 第2四半期 累計期間	第72期
会計期間	自 2020年4月1日 至 2020年9月30日	自 2021年4月1日 至 2021年9月30日	自 2020年4月1日 至 2021年3月31日
売上高 (千円)	1,680,735	2,373,671	3,803,820
経常利益 (千円)	25,216	274,483	233,949
四半期(当期)純利益又は 四半期純損失(△) (千円)	△50,517	141,152	134,471
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)	—	—	—
資本金 (千円)	2,219,588	2,219,588	2,219,588
発行済株式総数 (株)	2,572,000	2,572,000	2,572,000
純資産額 (千円)	1,513,894	1,839,753	1,698,855
総資産額 (千円)	5,336,505	5,674,813	5,601,940
1株当たり四半期(当期)純利益金額 又は1株当たり四半期純損失金額 (△) (円)	△19.66	54.93	52.32
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	28.4	32.4	30.3
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△181,760	△25,395	△156,445
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	111,107	△86,171	79,605
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	284,428	△55,843	368,810
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)	509,761	420,543	587,955

回次	第72期 第2四半期 会計期間	第73期 第2四半期 会計期間
会計期間	自 2020年7月1日 至 2020年9月30日	自 2021年7月1日 至 2021年9月30日
1株当たり四半期純利益金額又は 1株当たり四半期純損失金額(△) (円)	△11.44	39.58

- (注) 1. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
2. 第72期第2四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、又潜在株式が存在しないため記載しておりません。
第72期及び第73期第2四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第1四半期会計期間の期首から適用しており、当第2四半期累計期間及び当第2四半期会計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2 【事業の内容】

当第2四半期累計期間において、当社において営まれる事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものです。

当第2四半期累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

(継続企業の前提に関する重要事象等)

当社におきましては、今後も独占禁止法等に関連する支払の発生が見込まれる状況の中、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象等が存在しております。

当社は、当該重要事象等を改善する目的もあり、2021年4月1日を起点とする中期経営計画（2022年3月期から2024年3月期まで）を推進しています。同計画では、継続的な新製品開発・生産・販売による再成長を目標とし、同時に、借入金の返済及び東京証券取引所における上場維持の安定化のためにも持続可能な収益構造を確立することにより各期の営業利益目標を200百万円以上としております。また、同計画を踏まえた2022年3月期の年度経営計画の施策は下記のとおりであり、これらの施策の推進により2022年3月期における営業利益は450百万円を見込み、資金計画に基づく事業の継続性にも問題がないため、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

- ① 売上高及び営業利益について、製品セグメント別、販売先別に数値目標を定め達成する。
- ② 販売費及び一般管理費は売上高の20%以内とする。
- ③ 回路保護素子JHC型の増産体制を整備する。
- ④ 回路保護素子の新製品を上市する。
- ⑤ チップタンタルコンデンサAケースの増産体制を整備する。
- ⑥ 導電性高分子タンタルコンデンサの超低ESR品の量産技術を確立する。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものです。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当第2四半期累計期間のエレクトロニクス業界の状況は、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大が進みましたが、先進国を中心にワクチンが普及し、経済活動の再開が進んだ結果、景気持ち直しの動きが継続しました。

このような環境のもとで、当社は、「成長への転換」をテーマとした新中期経営計画（2022年3月期から2024年3月期まで）を掲げ、その初年度がスタートしました。

当社の売上高につきましては、タンタルコンデンサ及び回路保護素子ともに、前年同期に比べて大幅に増加しました。その要因は、タンタルコンデンサにつきましては、補聴器、その他民生品等の海外市場向け及びカーエレクトロニクス向けの需要の増加によるものであり、回路保護素子につきましては、リチウムイオン電池向けの高電流ヒューズの需要の増加によるものです。

その結果、当第2四半期累計期間の当社の業績は、売上高につきましては、2,373百万円（前年同四半期比41.2%増加）となり、損益につきましては、売上高の増加及び原価低減が奏功し、営業利益287百万円（前年同四半期比620.8%増加）、経常利益274百万円（前年同四半期比988.5%増加）となりました。

また、特別損失として、台湾当局への課徴金62百万円及び集団訴訟等の対応のための弁護士報酬等35百万円の独占禁止法等関連損失98百万円を計上した結果、四半期純利益141百万円（前年同四半期比191百万円改善）となりました。

なお、当社は、2021年7月に東京証券取引所より、当社が新市場区分において「スタンダード市場」の上場維持基準に適合している旨を受領しました。この結果に基づき、当社は取締役会決議を経て東京証券取引所に「スタンダード市場」を選択する手続きを行います。

セグメント別の業績は次のとおりです。

① タンタルコンデンサ事業

タンタルコンデンサ事業につきましては、補聴器、その他民生品等の海外市場向け及びカーエレクトロニクス向けの需要が増加しました。この結果、タンタルコンデンサ事業の売上高は、1,733百万円（前年同四半期比43.5%増加）、セグメント利益は、287百万円（前年同四半期比210.8%増加）となりました。

② 回路保護素子事業

回路保護素子事業につきましては、リチウムイオン電池向けの高電流ヒューズの需要が増加しました。この結果、回路保護素子事業の売上高は、552百万円（前年同四半期比48.9%増加）、セグメント利益は、206百万円（前年同四半期比93.2%増加）となりました。

③ その他

その他の売上高は、88百万円（前年同四半期比13.2%減少）、セグメント利益は8百万円（前年同四半期比6.2%増加）となりました。

財政状態は次のとおりです。

当第2四半期会計期間末の総資産は、有形固定資産の増加等により5,674百万円（前事業年度末比72百万円増加）となりました。

負債は、未払金の減少等により3,835百万円（前事業年度末比68百万円減少）となりました。

純資産は、四半期純利益の計上等により1,839百万円（前事業年度末比140百万円増加）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期累計期間末の現金及び現金同等物の四半期末残高は、420百万円（前年同四半期比89百万円減少）となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、独占禁止法等関連損失の支払等により、25百万円の支出（前年同四半期比156百万円増加）となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、前年同四半期に発生した定期預金の預入による支出と定期預金の払戻による収入の差額がなかったこと及び回路保護素子生産設備等の有形固定資産の取得等により、86百万円の支出（前年同四半期比197百万円減少）となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、前年同四半期に発生した長期借入金による収入がなかったこと及び長期借入金の返済等により、55百万円の支出（前年同四半期比340百万円減少）となりました。

(3) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中に重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(4) 経営方針・経営戦略等

当第2四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第2四半期累計期間において、優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(6) 研究開発活動

当第2四半期累計期間の研究開発費の総額は45百万円です。なお、当第2四半期累計期間において当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(7) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社の資本の財源及び資金の流動性については、次のとおりです。

当社は、将来の事業活動に必要な資金を確保し、適切な流動性を維持することを財務の基本方針としています。

当該資金の原資は、自己資金及び金融機関からの借入等により行っています。

また、当事業年度の経営計画を推進することにより、営業キャッシュ・フローの確保に努め、流動性リスクに備える所存です。

(8) 会計方針の変更

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第1四半期会計期間の期首から適用しており、当第2四半期累計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	10,000,000
計	10,000,000

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (2021年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2021年11月11日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	2,572,000	2,572,000	東京証券取引所 (市場第二部)	単元株式数 100株
計	2,572,000	2,572,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年7月1日～ 2021年9月30日	—	2,572,000	—	2,219,588	—	302,662

(5) 【大株主の状況】

2021年9月30日現在			
氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する 所有株式数の割合(%)
松尾電機投資会	大阪府豊中市千成町3丁目5番3号	201	7.84
松 尾 浩 和	神奈川県横浜市戸塚区	137	5.36
QUINTET PRIVATE BANK (EUROPE) S.A. 107704 (常任代理人 株式会社みずほ 銀行決済営業部)	43 BOULEVARD ROYAL L-2955 LUXEMBOURG (東京都港区港南2丁目15-1 品川イ ンターシティA棟)	128	5.00
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1丁目4番地	127	4.96
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	116	4.52
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2-10号	102	3.99
松尾電機従業員持株会	大阪府豊中市千成町3丁目5番3号	93	3.66
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	72	2.83
楽天証券株式会社	東京都港区南青山2丁目6番21号	68	2.68
BNY FOR GCM RE GASBU (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	BAHNHOFSTRASSE 45 CH-8021 ZURICH, SWITZERLAND (東京都千代田区丸の内2丁目7番1号 決済事業部)	61	2.39
計	—	1,110	43.20

(注) 松尾電機投資会は当社の取引先企業で構成されている持株会です。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2021年9月30日現在			
区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,300	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,552,900	25,529	—
単元未満株式	普通株式 16,800	—	—
発行済株式総数	2,572,000	—	—
総株主の議決権	—	25,529	—

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式79株が含まれています。

② 【自己株式等】

2021年9月30日現在					
所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 松尾電機株式会社	大阪府豊中市千成町 3丁目5番3号	2,300	—	2,300	0.09
計	—	2,300	—	2,300	0.09

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期会計期間(2021年7月1日から2021年9月30日まで)及び第2四半期累計期間(2021年4月1日から2021年9月30日まで)に係る四半期財務諸表について、太陽有限責任監査法人により四半期レビューを受けています。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当第2四半期会計期間 (2021年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,307,955	1,140,543
受取手形及び売掛金	774,847	708,813
電子記録債権	439,087	666,653
製品	677,579	700,688
仕掛品	401,640	370,120
原材料及び貯蔵品	255,266	278,748
その他	23,612	27,799
貸倒引当金	△1,213	△1,375
流動資産合計	3,878,775	3,891,992
固定資産		
有形固定資産	1,430,853	1,477,065
土地	691,322	687,308
その他	18,117,594	18,181,453
減価償却累計額及び減損損失累計額	△17,378,063	△17,391,697
その他（純額）	739,531	789,756
無形固定資産	249,762	263,825
投資その他の資産	42,549	41,930
投資有価証券	15,000	15,000
その他	27,551	26,931
貸倒引当金	△2	△1
固定資産合計	1,723,165	1,782,821
資産合計	5,601,940	5,674,813

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当第2四半期会計期間 (2021年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	480,078	571,362
短期借入金	1,430,000	1,430,000
1年内償還予定の社債	12,600	12,600
1年内返済予定の長期借入金	90,420	97,392
未払法人税等	22,903	46,093
設備関係支払手形	13,881	34,971
その他	405,881	262,659
流動負債合計	2,455,763	2,455,079
固定負債		
社債	71,100	64,800
長期借入金	876,683	824,501
退職給付引当金	477,007	472,228
資産除去債務	7,908	7,908
その他	14,622	10,543
固定負債合計	1,447,321	1,379,980
負債合計	3,903,085	3,835,060
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,219,588	2,219,588
資本剰余金	302,662	302,662
利益剰余金	△821,580	△680,428
自己株式	△1,815	△2,069
株主資本合計	1,698,855	1,839,753
純資産合計	1,698,855	1,839,753
負債純資産合計	5,601,940	5,674,813

(2) 【四半期損益計算書】
【第2四半期累計期間】

	(単位：千円)	
	前第2四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
売上高	1,680,735	2,373,671
売上原価	※1 1,288,072	※1 1,663,461
売上総利益	392,663	710,210
販売費及び一般管理費		
給料及び賞与	157,180	161,422
退職給付費用	5,051	1,375
その他	190,573	260,122
販売費及び一般管理費合計	352,805	422,919
営業利益	39,857	287,290
営業外収益		
受取利息	50	26
受取配当金	500	500
為替差益	9,554	-
貸倒引当金戻入額	217	0
その他	883	978
営業外収益合計	11,206	1,505
営業外費用		
支払利息	20,977	10,978
為替差損	-	1,824
その他	4,870	1,510
営業外費用合計	25,848	14,313
経常利益	25,216	274,483
特別損失		
固定資産除却損	98	217
固定資産売却損	-	2,846
独占禁止法等関連損失	※2 60,431	※2 98,298
事業拠点再構築費用	※3 10,800	-
特別損失合計	71,330	101,362
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失(△)	△46,114	173,121
法人税、住民税及び事業税	4,403	31,969
法人税等調整額	-	-
法人税等合計	4,403	31,969
四半期純利益又は四半期純損失(△)	△50,517	141,152

(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失 (△)	△46,114	173,121
減価償却費	34,540	52,434
独占禁止法等関連損失	60,431	98,298
事業拠点再構築費用	10,800	-
有形固定資産除却損	98	217
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△21,284	△4,779
未払賞与の増減額 (△は減少)	△3,414	5,810
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△217	160
受取利息及び受取配当金	△550	△526
支払利息	20,977	10,978
有形固定資産除売却損益 (△は益)	-	2,846
売上債権の増減額 (△は増加)	128,108	△161,531
棚卸資産の増減額 (△は増加)	52,290	△15,070
仕入債務の増減額 (△は減少)	△30,857	91,284
未払消費税等の増減額 (△は減少)	19,902	△54,489
その他の流動資産の増減額 (△は増加)	△11,608	△4,198
その他の流動負債の増減額 (△は減少)	△5,313	4,537
その他	△10,218	1,966
小計	197,570	201,059
利息及び配当金の受取額	552	525
利息の支払額	△20,407	△10,967
独占禁止法等関連損失の支払額	△339,869	△207,207
事業拠点再構築費用の支払額	△10,800	-
法人税等の支払額	△8,806	△8,806
営業活動によるキャッシュ・フロー	△181,760	△25,395
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△300,000	△300,000
定期預金の払戻による収入	500,000	300,000
有形固定資産の取得による支出	△64,023	△58,736
無形固定資産の取得による支出	△18,772	△31,874
有形固定資産の売却による収入	-	3,819
従業員に対する長期貸付金の回収による収入	563	580
その他	△6,660	40
投資活動によるキャッシュ・フロー	111,107	△86,171
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△265,000	-
長期借入れによる収入	491,000	-
長期借入金の返済による支出	△27,343	△45,210
社債の発行による収入	90,000	-
社債の償還による支出	-	△6,300
リース債務の返済による支出	△4,203	△4,079
自己株式の取得による支出	△25	△254
財務活動によるキャッシュ・フロー	284,428	△55,843
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	213,775	△167,411
現金及び現金同等物の期首残高	295,985	587,955
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 509,761	※ 420,543

【注記事項】

(会計方針の変更等)

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当第2四半期会計期間の利益剰余金に与える影響はありません。また、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、第1四半期会計期間の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。

この結果、当第2四半期累計期間の損益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

(時価の算定に関する会計基準の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を第1四半期会計期間から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、四半期財務諸表に与える影響はありません。

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

(有形固定資産の減価償却方法の変更)

当社は、有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却方法について、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物を除き、従来、定率法を採用していましたが、第1四半期会計期間より定額法へ変更しております。

当社は、2021年4月よりスタートしました中期経営計画において、生産体制を再構築し、既存設備を中心に維持・改良及び合理化投資等の設備投資を計画しております。このような有形固定資産を取り巻く使用状況の変化を契機に減価償却方法の見直しを検討した結果、当社の有形固定資産は、従来に比べて、安定的に稼働することが見込まれることから、使用期間にわたり均等に費用配分する定額法を採用することが、当社の経営状態をよりの確に反映するものと判断しました。

これにより、従来の方と比べて、当第2四半期累計期間の営業利益、経常利益及び四半期純利益はそれぞれ4,131千円減少しております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

前事業年度の有価証券報告書の(追加情報)(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)に記載した新型コロナウイルス感染症の今後の広がり方及び収束時期等を含む仮定について重要な変更はありません。

(四半期貸借対照表関係)

その他

当社は、コンデンサ製品の取引に関して、米国及びカナダにおいて、当社を含む複数の日本企業等を相手取り、集団訴訟が提起されています。

独占禁止法等に関連するこれらの調査・訴訟等に伴い発生する費用は将来も発生すると予測されますが、既に計上した費用を除いて、それらの費用を現時点で合理的に見積ることは困難です。

(四半期損益計算書関係)

※ 1 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下額は、次のとおりです。

	前第 2 四半期累計期間 (自 2020年 4 月 1 日 至 2020年 9 月30日)	当第 2 四半期累計期間 (自 2021年 4 月 1 日 至 2021年 9 月30日)
売上原価	10,900千円	56,422千円

※ 2 独占禁止法等関連損失の内容は次のとおりです。

	前第 2 四半期累計期間 (自 2020年 4 月 1 日 至 2020年 9 月30日)	当第 2 四半期累計期間 (自 2021年 4 月 1 日 至 2021年 9 月30日)
課徴金等	5,875千円	62,924千円
弁護士報酬等	54,556千円	35,373千円
計	60,431千円	98,298千円

※ 3 事業拠点再構築費用

島根工場の回路保護素子設備の福知山工場への移転に要した費用です。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりです。

	前第 2 四半期累計期間 (自 2020年 4 月 1 日 至 2020年 9 月30日)	当第 2 四半期累計期間 (自 2021年 4 月 1 日 至 2021年 9 月30日)
現金及び預金	1,229,761千円	1,140,543千円
預入期間が 3 か月を超える定期預金	△720,000千円	△720,000千円
現金及び現金同等物	509,761千円	420,543千円

(株主資本等関係)

前第 2 四半期累計期間(自 2020年 4 月 1 日 至 2020年 9 月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第 2 四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第 2 四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

当第 2 四半期累計期間(自 2021年 4 月 1 日 至 2021年 9 月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第 2 四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第 2 四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第2四半期累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期損益 計算書計上額 (注)3
	タンタル コンデンサ事業	回路保護素子 事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	1,208,095	370,861	1,578,957	101,778	1,680,735	—	1,680,735
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—	—
計	1,208,095	370,861	1,578,957	101,778	1,680,735	—	1,680,735
セグメント利益	92,376	106,764	199,140	8,172	207,312	△167,455	39,857

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、フィルムコンデンサ事業です。

2. セグメント利益の調整額△167,455千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用です。

全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない総務経理、管理部門等の一般管理部門に係る費用です。

3. セグメント利益は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っています。

II 当第2四半期累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位:千円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期損益 計算書計上額 (注)3
	タンタル コンデンサ事業	回路保護素子 事業	計				
売上高							
顧客との契約から生 じる収益	1,733,072	552,226	2,285,299	88,372	2,373,671	—	2,373,671
外部顧客への売上高	1,733,072	552,226	2,285,299	88,372	2,373,671	—	2,373,671
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—	—
計	1,733,072	552,226	2,285,299	88,372	2,373,671	—	2,373,671
セグメント利益	287,110	206,259	493,369	8,678	502,048	△214,757	287,290

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、フィルムコンデンサ事業です。

2. セグメント利益の調整額△214,757千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用です。

全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない総務経理、管理部門等の一般管理部門に係る費用です。

3. セグメント利益は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っています。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりです。

項目	前第2四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額又は 1株当たり四半期純損失金額(△)	△19円66銭	54円93銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額又は 四半期純損失金額(△)(千円)	△50,517	141,152
普通株式に係る四半期純利益金額又は 普通株式に係る四半期純損失金額(△)(千円)	△50,517	141,152
普通株式の期中平均株式数(株)	2,569,989	2,569,762

(注) 前第2四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、又潜在株式が存在しないため記載していません。
当第2四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年11月8日

松尾電機株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柏 木 忠 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池 田 哲 雄 印

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている松尾電機株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第73期事業年度の第2四半期会計期間（2021年7月1日から2021年9月30日まで）及び第2四半期累計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、松尾電機株式会社の2021年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないか

どうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。